

日本カウンセリング学会研究倫理ガイドライン

倫理検討委員会

制定：2012年10月27日

改定：2013年3月4日

前文 基本的態度

日本カウンセリング学会は、その学会員（以下会員）が研究者としての責任と義務を適切に果たすための指針として、ここに研究倫理ガイドラインを策定する。

会員は、日本カウンセリング学会倫理綱領とここに定めた倫理ガイドラインを遵守し、適切な倫理的配慮の基に研究計画を作成し、その研究計画に基づき誠実に研究を実施し、不正（捏造、改ざん、盗用など）を防止する。

会員は、研究全般への説明責任を果たし、研究参加者や研究協力者から適切なインフォームドコンセントを得て、参加者の生命・尊厳・健康を保護し、危害を防止する。

会員は、この研究倫理ガイドラインを理解して遵守し、個人情報保護に関する法律を遵守し、法や条例、所属する機関の倫理規定、その他の該当する倫理ガイドラインを理解して遵守し、カウンセリングの学問としての発展に貢献をする。

第1条 研究計画の作成

研究計画は、会員が所属する機関内に設置されている倫理委員会等から承認を得て、承認された研究計画に従って研究を実施すること。倫理委員会が存在しない、あるいは機関に所属しない会員は、このガイドラインに従って研究計画を作成すること。必要な場合は、しかるべき倫理コンサルテーションを受けること。

研究計画を作成する場合には、研究協力者あるいは参加者への心理的、社会的、身体的な危害を与えないように配慮し、研究に参加あるいは協力することによって個人の生活に混乱が起きないように十分注意すること。

- 1-1 研究で得られた個人の秘密情報を適切に保管すること。計画の段階で、個人情報の秘密保持に限界があることが想定されるならば、研究参加の同意を得る際に、個人情報やプライバシーに及ぼす危険性について説明して、研究参加の同意を得る計画を立てること。

第2条 研究参加のインフォームドコンセント

研究におけるインフォームドコンセントを得るための説明に対して、研究参加者からの質問は、どのような質問に対しても答えること。インフォームドコンセントは以下に限られないが、以下について明確な説明を行い、同意を得ること。

1. 研究の目的、方法
2. リスクの説明
3. 利益や変化が起きる可能性

4. 個人情報の保持とその限界
 5. 研究結果の公表方法
 6. 自由参加、罰則なしにいつでも参加を中止できること。
 7. 調査責任者、実施者の明記
- 2-1 苦痛または危害が全く考えられない研究で、通常の授業の教育実践、自然観察法、文献リサーチ、その他の規則によって許可されている研究は、インフォームドコンセントが免除されることも可能である。このような場合でも、リスクを十分に排除し、倫理的配慮を優先すること。
- 2-2 研究による危害を最小限に止めるために、研究の特質、結果についての事後の説明（ディブリーフィング）が必要と思われる場合は、適切な手段で実施すること。
- 2-3 会員は、障がい者、疾病者、外国人、未成年、社会的弱者から研究参加の同意を得る場合は、インフォームドコンセントに特別な注意を必要とする。特に、研究対象者を選択した説明責任や事前にすべての説明ができない場合の事後説明が必要かどうかについて、会員は説明責任を負う。
- 2-4 学生、受講生、カウンセリング対象者が研究に参加する場合には、以下に配慮すること。
1. 研究参加をすることに何らかの報酬がある場合や単位認定が条件となるならば、その説明責任。
 2. 研究参加を拒否した場合、学生、受講生、カウンセリング対象者に不利益が生じないようにする。
 3. 研究参加が自由意思によること。
- 2-5 研究に参加することについてインフォームドコンセントをする能力に問題があると判断される場合は、この人からの参加の同意を得るとともに保護者や代理人などの代諾者から適切な同意を得ること。

第3条 危害の防止・個人情報の収集と保護

会員は、研究に当たり、どのような研究方法を採用する場合においても、研究参加者や協力者の危害の防止・個人情報の収集と保護に十分に努めること。機関の指示命令によって研究を行う場合にも、会員は個人としての倫理責任を負う。

3-1 調査研究（質問紙調査、面接調査）

- ・会員は、研究の企画と実施、およびその後の資料の扱いにおいて、協力者の尊厳を損なうことがないように予見できるリスクと危害の防止に努める。
- ・会員は、調査を第三者に委託する場合にも委託された側が調査参加者にリスクと危害を及ぼすことがないように十分に防止すること。
- ・会員は、質問の表現には研究協力者を傷つけることのないよう十分に配慮する。リスクのある質問が必要とされると判断する場合はそのようにする説明責任がある。

3-2 観察（参与、非参与）

- ・会員は、個人あるいはグループの行動を観察する場合、観察対象との間に適切な関係性が形成保持されるように努めること。
- ・観察対象の個人あるいは集団の悪行を是認することがないよう、また他者への危害を是認することがないよう十分に注意すること。

3-3 フィールドワーク

- ・会員は、フィールド研究に携わる場合、対象フィールドに参入する前に自己の所属する機関の倫理委員会等に研究計画の具体を示し承認を受けるとともに研究チームメンバーについても同様の手続きによって所属する組織からの承認を得ること。
- ・会員は、参入するフィールドを構成するメンバーのプライバシーを損ねることがないように、また研究発表に当たって個人情報の保護についても十分に注意する必要がある。
- ・会員は、研究協力者や参入するフィールドにおいて何らかの問題を発見し、それに対する介入や支援を必要とする場合は、適切な通報、介入、支援をする義務がある。
- ・会員は、フィールドにおける映像や音声の記録を使用する場合は、プライバシーの侵害がないように特別な注意を必要とする。またその公開には関係者の承諾を得なければならない。
- ・会員は、生データを統計的手法等によって加工した二次的データについても、発表する際は研究対象フィールドの代表者の許可を得る。

3-4 臨床研究

- ・会員は、現在あるいは過去のクライアントを対象にして特定の技法の臨床研究をする場合、インフォームドコンセントによって、研究に参加するかどうかを自由意思で決定できることを明確にする必要がある。また、研究参加をしないことによって不利益にならないことを保証する必要がある。
- ・会員は、臨床研究の計画と実施に当たり、研究対象者が被るかもしれないリスクについて多面的に吟味し、リスクの高い研究を行ってはならない。また研究開始後もその研究にかかわるリスクを継続的に査定し、研究の変更や中止など適切に対処しなければならない。なお必要に応じて他の専門家の判断を仰ぐ必要がある。
- ・会員は、高いリスクがないと予想される場合にもインフォームドコンセントに特段の注意を必要とする。

第4条 心理テスト・尺度の開発および使用

1. 会員は、新たに心理テスト・尺度等を開発し『カウンセリング研究』に投稿する場合や大会発表する場合、信頼性・妥当性・標準化についての情報を明らかにし、その限界および使用上の注意も明確にすること。
2. 会員は、新たに心理テスト・尺度等を開発し『カウンセリング研究』に投稿する場合や大会発表する場合、科学研究の公平性のため他の研究者への心理テスト・尺

度情報を提供することが望ましい。心理テスト・尺度について使用許可を与えない場合や請求を条件に許可を与えると判断する場合は、論文中に注記をすること。注記のない場合は、原則として読者に使用許可を与えたものとする。

3. 会員は、公刊された心理テスト・尺度を使用し『カウンセリング研究』に投稿する場合や大会発表する場合、特別な場合を除き著作権者の許可を得ること。市販されているものは、購入するなど使用料を払うこと。
4. 会員は、海外で公刊された心理テスト・尺度を翻訳して使用し『カウンセリング研究』に投稿する場合や大会発表する場合、特別な場合を除き著作権者から許可を得ること。市販されているものは、購入するなど使用料を払うこと。
5. 会員は、国内外で公刊された心理テスト・尺度を改変して使用し『カウンセリング研究』に投稿したり、大会発表してはならない。改変して使用し『カウンセリング研究』に投稿する場合や大会発表する場合、特別な場合を除き著作権者の許可を得ること。使用料が発生する場合は支払いをすること。
6. 心理テスト・尺度の使用について倫理上の問題があると考えられる場合、『カウンセリング研究』の投稿を受け付けないあるいは掲載を取り消すことがある。
7. 会員は、カウンセリング・プロセス研究で心理テスト・尺度を利用する場合、使用上の手続きに従うこと。また、クライアントへのフィードバックには、適切な配慮を行うこと。

第5条 研究の発表

研究の発表に際しては、研究協力者の尊厳、プライバシーの尊重、守秘義務に十分に配慮すること。また、発表に関する適切なインフォームドコンセントがあること。

研究発表において、事前に研究の参加者から同意を得ている場合を除き、個人情報を知る手がかりとなる個人の秘密を公開してはいけない。また、カウンセリング関係の個人情報を出版する場合は、インフォームドコンセントがあっても、個人の匿名性を保証するために関係する個人情報を保護する方策をとること。

- 5-1 研究の発表に際しては、表現に配慮し差別や偏見などがなく、公正であること。
- 5-2 引用が適切であり、二次文献引用などがなく、また、データの改ざんがなく、正確であること。
- 5-3 データの開示と保管には、個人情報の保護に適切な配慮があること。データを再利用する場合には、個人情報を保護しプライバシーを尊重し、個人情報使用に関して適切な倫理的配慮があること。
- 5-4 写真や映像を使用する場合は、特別に注意をして、個人情報の保護、プライバシーを尊重すること。
- 5-5 著作者の貢献に応じて順序を記して、関係機関を明記し、ハラスメントを防止すること。

第6条 資金の適切な運用と利益相反のマネジメント

公的機関・企業・団体および個人等（機関等）から研究資金の提供を受ける場合には、適切に資金を支出すること。

- 6-1 機関等から研究資金を受けることと研究内容に利益相反がある、あるいは利益相反の懸念がある場合には、利益相反のマネジメントを適切に行い透明性を保つこと。
- 6-2 研究遂行することがカウンセラーとしての職務遂行と責任相反がある、あるいは責任相反があると懸念される場合には、責任相反についての適切なマネジメントとともに、説明責任を果たせるようにすること。

第7条 研究の倫理審査

研究は、以下の倫理審査の基準に従っていること。

1. 研究参加、データの出版や公開、データの利用に関して、書面、あるいは他の適切な方法でインフォームドコンセントを得ている。
 2. 研究論文の引用が適切であるか。他論文などの引用にあたっては、著作権を侵害せず、適切な方法で引用している。
 3. 研究結果の適切なフィードバックが研究参加者になされている。研究終了後に、研究結果等について研究参加者に対して適切なフィードバックがなされている。
 4. 二重投稿や複数審査がない。他誌に投稿中でない。すでに公刊されていない。
 5. 著作者が複数の場合、その表記が適切である。執筆者が複数である場合は、執筆の名前をその貢献度の順番を記載してある。また、論文の内容に共同の責任を負えるものが全員連名者となり、それ以外に研究に寄与したものは謝辞や脚注でその旨を記してある。また、氏名の記載順番に関しては、連名者全員の承諾を得ている。
 6. 尺度やテスト使用に関しては、当該研究ガイドラインを遵守し、適切に使用されている。
- 7-1 論文審査者は、研究計画の倫理審査も含み審査中の論文のアイデア、データ、内容を盗用してはいけない。
 - 7-2 投稿に際して、投稿チェックリストにある倫理該当項目についてチェックをすること。

第8条 データ収集、管理、利用、提供の注意

データは、適切なインフォームドコンセントを得て適切な方法で入手し、正確性を保ち、適切な方法で管理し、しかるべき時期に適切な方法で破棄すること。

- 8-1 研究で得られた個人情報や判明する記録や書類は、しかるべき期間後、適切に廃棄すること。
- 8-2 IT 機器を使用し、データを入力し管理する場合は、データにアクセスできるものを明確にするなど、個人情報を適切に管理し、個人情報を保護すること。